

平成21年11月11日

11日、会計検査院の決算検査報告が内閣に送付・公表され、健康管理休暇に際して支給された航空運賃がいわゆる「処置済事項」として取り上げられた。本件に関する事実関係、事案が生じた背景・原因、外務省としての措置・再発防止策は各々以下のとおり。

1. 事実関係

(1) 本年4～5月、中東等13公館を対象として会計検査院在外実地検査が実施された。会計検査院は、この検査を契機としたその後の調査の結果、「健康管理休暇制度」（不健康地勤務中に年次休暇の範囲内で健康地での休暇を取得する際、各館毎に定められた「基準都市」までのエコノミー航空賃（規定額）を支給する制度）につき、旅費の節約の観点から、以下の点を指摘しつつ5公館において平成19年度及び20年度の二年間で計約3200万円が節約可能であったと判断。

(イ) 4公館（サウジアラビア大使館、ヨルダン大使館、タンザニア大使館、ジッダ総領事館）では、規定額に適用する航空運賃としてより経済的なものを適用すべきであると認められた。

(ロ) イラン大使館は、「基準都市」へ行く途中の「経由地」につき、従前の経由地を見直して経済的な経路による航空運賃に設定すべきであると認められた。

（従前の設定が「テヘラン→フランクフルト→東京」のエコノミー航空賃であり、新たな航空路線の導入により経済的となる中東を経由地とする航空賃に見直しを行っていなかった。）

(2) これまでの当省の対応ぶり：

当省においては、今回指摘を受けた平成19、20年度の以前から、在外公館に対し、①規定額は日程変更可能な割引航空券とすること、②経由地がある場合には利用可能な最も経済的なルートを選択することを指示していた。平成20年11月、公的理由による日程変更が生じた場合には、変更手数料を官費負担することとし、無料で日程変更可能でなくても割引エコノミークラスを利用するよう改めて指示。本年9月、規定額を合理的かつ最も経済的な割引エコノミーとし、経由地がある場合には合理的かつ最も経済的な経路とするよう、適切な運用を徹底するよう指示した。

(3) 当省としても、会計検査院の指摘を重く受け止め、対象となるすべての在外公館について平成19年度及び20年度の健康管理休暇の実施報告（すべての事案）に基づき執行状況を精査中。今後、執行状況を引き続き詳細に精査することで、平成19年度及び20年度において設定されていた規定額及び経由地の適切性について改めて検証する考え。

2. 今次事態がなぜ起きたのか

(1) 従来、「健康管理休暇制度」に関する在外公館への当省の指示では、「日程変更可能

な」割引エコノミークラスの額が規定額となっていた。多くの公館にとって「日程変更可能な」割引エコノミーは、その条件によって価格が異なるため、公館によっては、日程変更を柔軟に行うことが可能なものを選択した結果、価格が比較的高いエコノミークラスを規定額に設定する余地が生じた。

(2) 「経由地」がある場合にも、公館によっては、便数（頻度）等を勘案して最短ルートではないルートをとることがあった。また、（主に中東地域について、）最近の航空路線の変化に伴い、南回りなどより経済的な路線が生まれてきている。こうした状況を踏まえると、一層の経費削減を図るという観点からみて、路線の見直しが十分なされていなかった面がある。

(3) このような中、公館によっては、国税・国費に対する認識が十分でなく、制度の裁量の余地を利用して、比較的高いエコノミークラスを規定額に設定し、自己負担なく又は少額の自己負担で、基準都市が東京でない場合であっても本邦へ帰国するなどしていた。

3. 当省としての措置

(1) 上記のとおり、本件事案の発生は制度上一定の裁量の余地を残していたことに起因したものである。他方、国税・国費に対する認識が十分でなく、制度の裁量の余地を利用して、自己負担なく又は少額の自己負担で、基準都市が東京でない場合であっても本邦へ帰国するなどしていた。このことにつき、大臣、公館の監督責任者、及びかかる制度を監督する本省大臣官房の責任者が責任を負うものと考えられる。

(2) こうしたことから、大臣から5公館で館長の任にあった者、及び官房長に対してそれぞれ、本件のような事案が発生したことは遺憾であり、今後同種の事案が二度と発生しないよう口頭で嚴重注意を行った。

(3) また、上記の大臣、5公館の館長、及び官房長は、本件を重く受け止め、監督責任を示す観点から、給与月額10%を1か月分自主返納する。

(4) 前記1.(3)のとおり、現在全在外公館の調査を行っているところ、今般検査対象となった13公館以外で5公館と同様の問題が判明すれば、適切に対処していく。

4. 再発防止策

上記3.の措置に加え、更に今後とも適切な運用を制度的に担保するため、健康管理休暇の取得申請時、休暇取得後の航空賃の支給時及び実績報告の機会に、利用クラス、経由地等、本省としてより詳細な事実関係を把握するための手続を今後導入する。

(了)